

○財務省告示第百九十五号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十三年五月十七日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年六月九日

財務大臣 野田 佳彦

一 名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第三百十 四回）
二 発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項及び第六十二条第一項 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。
三 振替法の適用等	価格を競争に付して行われる入 札（以下「価格競争入札」とい う。）による発行（以下「価格競 争入札発行」という。）、価格競 争入札と同時に行われる入札で あって、価格競争入札において 定められた利率をその利率とし、 価格競争入札において募集 の決定を受けた各申込みの応募 価格を募入額により加重平均し て得られる価格をその発行価格 とするものによる発行（以下「非 競争入札発行」という。）、価格 競争入札と同時に行われる入札 であつて、財務大臣が各国債市
四 発行方法	

五

方募

イ  
入札発競争

ハ  
札発競争

六

イ  
発

入札発競争

入札発競争  
・別参加者  
債市場  
行及び  
争入札発競争

争入札発競争「と  
市場特別参加者・  
るものによる発行  
参加者ごとに応募  
て、財務大臣が各  
した後に「行われ  
び価格競争入札の  
価格競争入札発行  
「国債市場特別参  
を定めるものによ  
場特別参加者ごと  
特別参加者による  
「国債市場特別参  
価格競争入札発行  
び価格競争入札の  
した後に「行われ  
て、財務大臣が各  
参加者ごとに応募  
るものによる発行  
市場特別参加者・  
争入札発競争「と

各申込みのうち  
も申込みのうち  
当てる。その  
各申込みの  
割り当て。特  
各国債市場  
募限度額の  
込みの応募  
込み。応募額  
込み。応募額

う億円、特別会計  
額面金額で一兆九  
千九百九十二

七 払込金																										
ハ					二					ハ																
非	者	特	国	札	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非										
価	・	別	債	発	入	価	・	別	債	入	価	・	別	債	発	競										
格	第	参	市	行	札	格	第	参	市	札	格	第	参	市	行	争										
競	I	加	場	入	競	II	加	場	発	競	I	加	場	発	入											
円	千	円	七	四	一	で	た	条	特		で	た	条	特	で	た	条	特	三	金	し	二	五	額	発	四
九		百	十	十	兆	二	利	第	別		千	利	第	別	七	利	第	別	十	額	た	条	千	六	行	十
百		二	三	七	九	億	付	一	会		百	付	一	会	十	付	一	会	万	で	利	第	百	額	た	六
十		二	億	九	千	円	国	債	の	に	二	債	の	に	億	国	債	の	円	八	付	一	七	で	利	第
二		億	千	九	百		に	規	定	す	十	に	規	定	千	に	規	定	関	二	千	の	十	兆	付	一
億		千	九	百	四	つ	い	て	基	る	七	つ	い	て	八	つ	い	て	関	百	に	規	万	千	七	国
千		八	百	四	十	、	づ	き	法	律	億	、	づ	き	百	、	づ	き	す	二	に	に	円	、	七	債
百		二	十	五	億	額	面	金	第	四	額	面	金	第	額	面	金	第	額	四	は	基	同	百	に	規
十		五	万	五	千	面	金	行	十	六	面	金	行	十	面	金	行	十	四	千	づ	法	第	十	に	基
万		千	五	百	三	額	し	六	六		額	し	六	六	額	し	六	六	千	、	は	づ	六	十	億	、
			千	百	百	額	し	六	六		額	し	六	六	額	し	六	六	百	は	づ	は	十	億	、	き

十二  
年一・一パーセント

利率  
発行争非者特

入札  
格第II加場

・別  
参市及

債  
市及

行  
争非

争  
非者

者  
特

特  
国

国  
札

札  
非

非  
入

入  
札

札  
格

格  
競

競  
争

争  
格

格  
日

日  
平

平  
成

成  
二

二  
十

十  
三

三  
年

年  
五

五  
月

月  
十

十  
七

七  
日

日  
の

の  
記

記  
載

載  
又

又  
は

は  
規

十  
五  
銭  
百  
円  
に  
つ  
き  
九  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
応  
募  
価

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

十  
二  
銭  
以  
上  
の  
そ  
れ  
ぞ  
れ  
の  
十  
九  
円  
七

九  
八  
振  
替  
単  
位

五  
万  
円  
の  
記  
載  
又  
は  
規  
定  
に  
よ  
る  
最  
低  
額  
の  
金

八  
最  
低  
額  
面  
金

五  
万  
円  
の  
記  
載  
又  
は  
規  
定  
に  
よ  
る  
最  
低  
額  
の  
金

行  
争  
非  
者  
特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

行  
争  
非  
者  
特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

争  
非  
者  
特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

争  
非  
者  
特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

非  
者  
特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

非  
者  
特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

者  
特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

者  
特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

特  
国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

国  
行  
争  
入  
札  
発  
行

行  
争  
入  
札  
発  
行

行  
争  
入  
札  
発  
行

争  
入  
札  
発  
行

争  
入  
札  
発  
行

入  
札  
発  
行

入  
札  
発  
行

札  
発  
行

札  
発  
行

発  
行

発  
行

行

行

二  
千  
九  
百  
九  
十  
五  
億  
円



二十 十九 十八 十七 十六 十五

払込期日 者入札参加 払場所 元利金支 償還金額 償還期限 後の第二期利子

平成二十三年五月十七日 財務大臣から通知を受けた者 日本銀行 額面金額百円につき百円 平成三十三年三月二十日 利子を支払う。 六月間に属する て、その日以前 各支払期におい を支払う。 及び九月二十日 毎年三月二十日 及び九月二十日